

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書
- 【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項
- 【提出先】** 近畿財務局長
- 【提出日】** 平成20年10月3日
- 【事業年度】** 第91期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
- 【会社名】** サンコール株式会社
- 【英訳名】** SUNCALL CORPORATION
- 【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 幸元 攻
- 【本店の所在の場所】** 京都市右京区梅津西浦町14番地
- 【電話番号】** (075)881-8111（代表）
- 【事務連絡者氏名】** 常務執行役員 業務・管理部門長 川北 哲生
- 【最寄りの連絡場所】** 京都市右京区梅津西浦町14番地
- 【電話番号】** (075)881-8111（代表）
- 【事務連絡者氏名】** 常務執行役員 業務・管理部門長 川北 哲生
- 【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月25日に提出いたしました第91期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 事業の状況

3 対処すべき課題

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【対処すべき課題】

（訂正前）

(1)～(6) <略>

(7) 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

<前略>

3. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、当社株券等の大量買付を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券の大量買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランは必要に応じて第三者専門家の意見を取得することで取締役会の判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

4. 本プランの内容

本プランの内容等の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する平成20年5月15日付けプレスリリース「株式会社の支配に関する基本方針の決定及び当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。

(<http://www.suncall.co.jp/>)

（訂正後）

(1)～(6) <略>

(7) 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

<前略>

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、当社株券等の大量買付を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかに

し、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券の大量買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けまたは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかにあたる買付を行った場合は、新株予約権の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による買付等の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

さらに、買付者等から買付等に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況及び当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。

当社は、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。但し、大量買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、又は、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該買付等が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合には、株主意思の確認手続は行われません。

なお、本プランの内容等の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する平成20年5月15日付けプレスリリース「株式会社の支配に関する基本方針の決定及び当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。

(<http://www.suncall.co.jp/>)

4. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記2記載の取組みが、当社の企業理念に根ざした企業価値向上策として、また、上記3記載の取組みが下記に記載するような合理性を有する買収防衛策として、いずれも上記1記載の基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

・株主共同利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成20年6月23日開催の当社第91期定時株主総会において承認の決議を得て導入されたもので、その有効期間は平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

さらに、大量買付ルールに従った買付等が行われた場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本

プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

・ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

・ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現した場合、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

・ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。